

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法の一部を改正する法律案要綱

第一 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法の一部改正（本則関係）

一 法律の有効期限を十年間延長し、平成三十九年三月三十一日までとすること。

二 株式会社国際協力銀行の業務の特例の規定の廃止に関すること。

第二 施行期日等

一 この法律は、公布の日から施行すること。（附則第一項関係）

二 罰則に関する経過措置を定めること。（附則第二項関係）

三 関係法律について、所要の改正を行うこと。（附則第三項関係）